

サポ・ちばニュース NO-2 (2016.11.7)

適格消費者団体をめざす「消費者市民サポートちば」事務局発行

特定非営利活動法人としての設立総会を開催

千葉県における適格消費者団体をめざす「消費者市民サポートちば」(略称「サポ・ちば」)は、5月15日に設立準備会が結成されて活動を積み重ねてきましたが、11月4日に、千葉県教育会館の会議室で特定非営利活動法人(NPO法人)としての設立総会を開催しました。

総会には、当日までに個人正会員として加入した32名の内30名(本人出席26名、委任出席1名、書面表決書による出席3名)が出席しました。弁護士の常岡久寿雄氏の司会によって開会し、設立準備会会長の拝師徳彦弁護士が挨拶をおこなった後、議長・議事録作成者・議事録署名人を選任し、議長に選任された澤田仁史弁護士によって議事がすすめられました。



議事では、設立趣意書に基づく「特定非営利活動法人消費者市民サポートちば 設立の件」をはじめ、定款、設立当初の役員、設立後の事業計画及び予算など、設立に必要な9議案を満場一致で可決しました。全ての議案を可決した後、選任された役員が自己紹介をおこない、最後に理事長に選任された拝師弁護士が今後に向けた課題を含めた挨拶をおこなって閉会しました。

今後に向けた課題・スケジュールについて

総会での議決を受けて、千葉市に特定非営利法人としての認証申請をおこない、

2017年2月頃をめどに法人としての認証・登記をめざします。今後に向けた主な課題、スケジュールは以下のとおりです。

① 法人格を取得して本格的な活動をすすめるために、千葉県の助成金などを活用して、ホームページの立ち上げ、専用電話の設置、パンフレットの作成、備品の整備などをすすめます。

② 個人会員・団体会員の加入をすすめると共に、是正・差し止めなどの申入れに関する情報の提供を広く呼びかけます。

③ 契約内容の是正などに関してすでに1件の申入れをおこない、事業者からの回答も得ています。現在検討中の事案をはじめ、引き続き是正・差し止めに関する取り組みをすすめます。

④ 2017年3月までの主なスケジュールは以下のとおりです。特に3月18日(土曜日)、千葉県弁護士会館で開催を予定しているシンポジウムの成功をめざして準備をすすめます。

○11.21 適格消費者団体「消費者被害防止ネットワーク東海」視察

○11.28 12.16 役員会開催、いずれも18時から生協連会議室(役員以外のオブザーバー参加歓迎です。)

○2017.3.18(土) 法人格取得後初の本格的なシンポジウムを弁護士会館で開催する予定です。翌日3.19(日)には、情報収集のための電話相談を予定しています。

選任された設立当初の役員(理事14名、監事2名)は以下のとおりです。

・理事長 拝師徳彦(弁護士) ・副理事長 岡林伸幸(千葉大学)、日野勝吾(淑徳大学)、前野春枝(相談員)、丸山芳高(千葉県生協連)

・理事 池亀慶太(司法書士)、石川浩一郎(弁護士)、宇田章吉(弁護士)、小島勢津子(相談員)、常泉季男(千葉県生協連)、常岡久寿雄(弁護士)、中島順隆(弁護士)、中野智輔(弁護士)、唯根妙子(消費者安全ネットいちかわ)、

・監事 井原真吾(弁護士)、小柳光廣(千葉県労福協)